

平成23年第3回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年6月8日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	13番	石田彬良君
14番	小川洋一君	15番	川上要一君

欠席議員(1名)

12番 鈴木和江君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
ケーブル テレビ放送 センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長	山本勇君

商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	塚原富太君	環境総合推進室 長	星康美君
学校教育課長	川和なみ子君	生涯学習課長	小川一好君
農業委員会 事務局 長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	田村正水	書 記	板橋了寿
書 記	岩村照恵	書 記	北條清

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が12番、鈴木和江さんより出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ごらん願います。

一般質問

議長（川上要一君） 日程第1、一般質問を行います。

益子輝夫君

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問を許可いたします。

2番、益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 改めまして、おはようございます。

私は、日本共産党の益子輝夫でございます。

初めに、私は、3月11日の大地震で被害を受けた町民の皆さんに、この場をおかりしまして、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、町長を初め消防団、職員の皆さんの昼夜をいとまぬ行動に感謝するとともに、敬

意をあらわしたいと思います。本当にご苦労さまでした。

これからもいろいろ大変なことがあると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

町民にも、私自身にもよくわかるように答弁をお願いしたいと思います。

(1) 震災時に町当局はどのような体制で町民の生命、安全を守ったか。

2つ目として、町全体の被害状況と件数、被害額を産業別に伺いたい。農業、商工業、観光業ということで伺いたいと思います。

3つ目、町の災害の復興を、どのような方法でいつまでに完了する考えでいるのかを伺いたいと思います。

4つ目は、原発の問題ですが、いわゆる福島原発事故の問題であります。今の技術では、未完成で危険な原発なんです。原発の推進論者はこういうことを言うんですね。飛行機も便利だが、墜落する。これは元中曽根総理なんです。こんなひどいことを言って、原発を正当化している人たちがいます。原発事故というのは、飛行機事故などとは全く異質なものと、今回の福島原発事故のように、大量の放射能汚染物質がひとたび外部に放出されると、抑える手段はありません。長期にわたって危険を及ぼす可能性があり、地域社会全体の存亡そのものを危うくします。

そもそも今の原発技術は、本質的に未完成で危険であると言わなければならないそうです。冷却水がなくなると、炉心が溶け、コントロール不能になること。放射能物質イコール死の灰を原子炉内部に閉じ込めておくと、絶対かつ安全な技術が存在していないことから見ても明らかになりました。

放射性廃棄物の処理方法も未確立で、使用済み核燃料はたまる一方、原発が「トイレなきマンション」と言われるのも、そのためです。福島原発事故を踏まえて、原発推進から撤退の決断が必要です。

日本の原発の建設は異常とされています。日本は、世界有数の地震、津波国で、そこに54基もの原発が集中立地している。専門家は、日本は一大地震国です。歴史を見れば、全国で大きな地震がたびたび起こっており、基本的には原発立地にふさわしいところではないということを地震予知連合会元会長の茂木さんが言っています。日本の異常ぶりは、震源地の真上にある原発は、世界では承知していない。これは原子力安全委員会委員長の寺坂さんが言っています。政府の答弁からも明らかです。

政府は、中部電力は、東海地震の予知震源地真上にある。浜岡原発だけを一時停止しまし

たが、それ以外は安全でしょうか。美浜原発、敦賀原発、高速増殖炉「もんじゅ」は、活断層から1キロ以内、その他の原発も震源地や活断層の近くにあり、原発集中立地の現実を放置したままで、危険はなくなりません。だからこそ、速やかに撤退する必要があります。

安全神話で深刻な結果になっている。安全神話とは、日本の原発では、重大な事故は起こらないというもの。歴代政府は、この安全神話にしがみつき、何ら安全対策をとってこなかった。

福島原発について、日本共産党や市民団体が、津波で冷却機能が失われ、重大な事故につながる危険があると繰り返し警告してきたのに、無視し続けた。現実には、その事故が起きても、その対応は後手後手に回り、放射能汚染、不自由な避難生活の拡大などをつくり出しました。

政府も、今や安全神話は全く失われたと海江田経産相は、4月30日、衆議院経済産業委員会で言われましたが、安全神話と決別する姿勢かというところ、そうではない。菅総理は、事故の検証も終わっていないのに、今日の事故を教訓に、最高度の原子力安全を実現していく5月23日の経済協力開発機構でのスピーチと述べ、停止している原発を再稼働させようとしています。

しかも、原発エネルギー政策の柱にする姿勢は変わっていません。安全神話から決別し、新たな原発事故を起こさないためにも、原発からの撤退の政治的決断が必要であると思います。

再生可能エネルギーへの切りかえを、電力に占める原発の比率は3割です。原発をなくしたら大変だ。安全宣伝されていますが、これは年間の総発電量に占める割合、原発は出力調整がきかないため、危険な原発を最大優先させ、目いっぱい稼働させてきた結果であります。

国内にある54基の原発のうち、現在稼働しているのは17基、それでも問題は起きていないわけです。電力が不足しているということはないわけです。節電や原発以外の発電の余力で対応できているからです。

今でも、火力、水力の稼働率は4割程度です。大企業の自家発電能力、約6,000万キロワットなどあり、夏のピーク時発電量は十分賄えるという計算もあります。

ドイツでは、既に発電容量16%が再生可能エネルギーで、メルケル首相は、2020年までに35%、50年までに80%にする戦略的計画を掲げています。

専門家も、日本は山岳地で、急流の河川が多く、森林資源は豊富で、ダムなどの中小水力発電所をつくる余地があり、太陽光も強く、海洋風力を含む莫大な風力資源があります。地

熱は世界3位の資源国だそうです。

政府は、政策によっては、原発を廃止し、再生可能エネルギー中心へと切りかえることも十分であると、日本環境化学会会長の和田さんも認めています。

期限を切った計画に向けて、原発からの撤退を政治的に決断する。日本共産党は、原発ゼロへのプログラムを政策で具体的に提案しています。政府が速やかに決断、実行すること。そして、原発の新增設計画の中止、浜岡原発や福島原発の廃炉、老朽化した原発の運転中止とともに、住民の合意のない原発の運転中止。放射性廃棄物の再処理施設の閉鎖、プルトニウム循環、原発事故の危険を最小限のものにするため、考えられる限りの可能な限り、あらゆる安全対策をとるとともに、そのための強力な権限と体制を持ち、推進機関から完全に独立した原子力の規制機関を早急に確立することを求めています。

以上が原発に関する私が調べた一部なんですが、これに対する町長の見解を伺いたいというふうに思います。

1回目の質問を終わります。

議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。

益子さんの熱い思いはわかるんですが、町当局で答えられる質問、よろしく願い申し上げます。

町長お願いします。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

益子輝夫議員の質問にお答えをいたします。

1点目の災害時の町の体制についてのご質問であります。この地震直後、すぐに町災害対策本部を立ち上げ、災害対策本部会議を開催いたしました。

まず、人的被害があるかどうか。また、公共施設等の被災状況、町内の被災状況などについて情報収集し、対処しました。

2点目の産業別の被害件数、被害額についての質問であります。現在把握しているものを申し上げますと、農林業につきましては、農地や農業用施設、農作物の風評被害を含めまして、125件、約2億3,700万円。また、商業については、建物や設備、商品等を含めまして60件、4億3,000万円であります。

この3点目の被害復興については、担当部署ごとに対処しており、順次できることから取

り組んでいきたいと考えておりますが、一日も早い復旧に向け努力をしたいと思っております。

短期間にできるもの、長期間にわたるものもありますので、町民の皆さんにもご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

4点目の福島原発の事故につきましては、当町のみ問題では、これはありませんが、今後の国の対応策を見きわめながら、県及び近隣市と連絡を密にして、対策を講じていきたいと考えております。

なお、那珂川町では、3月23日から県と共同で放射線観測をしており、3月下旬から上下水道関係、5月19日には、各小・中学校等においても観測をしております。

それから、今、最後に質問事項以外だと思っておりますけれども、原子力の問題についてどう考えるかという質問がありましたが、これについては、国のほうで方向性を出すのでありまして、私の発言はどうかと思っておりますが、一応私の考えを申し上げたいと思っております。

1986年のチェルノブイリ原子力発電から25年がたった今でも、原発周辺は立入禁止地域になっていると聞いております。福島将来を予感するような気もいたします。

このような放射能による健康被害が心配をされるところでありまして、私といたしましては、これからは自然エネルギー、太陽光とか水力発電、風力、地熱の利用を中心に考えていくのがいいのかなと、そう思います。

化石燃料についてはCO₂が発生しますので、できる限りこれを少なくすることも、やはり考えるべきかなと、そう思いますけれども、なかなかそうはいかないのが現状でございます。

いずれにしても、原子力については、国で安全についてのこれからどうしたらいいか考えていっていただきたいと、そう思います。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 1番目の災害時の体制なんですけれども、本当に私自身も役場のほうには、朝昼と何回かお邪魔したので、どんな状況になっているか。また、地元の状況も含めて報告したりということで出向いたんですが、11日、地震が起きた後、やはり家が壊れたりということで、その広報に消防車なんかが何回か来たという声は聞いているんですが、現実問題としてどこに避難していいのかわからなかったと。ましてや中には、高齢者の体の不自由なお年寄りを抱えて、家が壊れて、もういられないと。それなのに、どこへ避難していいかもわ

からないという町民もいました。

そういう点で、もちろんその体制をとったというのはわかりますけれども、やはり町民の方々に聞くと、多くはどこへ避難していったらいいのかわからないという声をかなり聞きました、私は。そういう点で、やはり避難の指示とか、そういうのが徹底されていなかったんじゃないかというふうに思います。その点について伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 今回の災害におきまして、町内にわたりまして、それぞれ住民の皆様、大変不安なお気持ちをなされたものと思っております。

町では、平成20年に地域防災計画の中に危険箇所マップ、さらに避難所マップを備えつけてきました地図ですね、マップを各戸に配布をいたしました。

また、自主防災組織として、各地域において、行政だけでは、このような災害にすべてをカバーはできないという考えで、地域は地域で守る、行政は応援なり行政ができるもの、その辺を踏まえまして、地域防災組織を構築するよう進めております。

なお、マップは全戸に配布はいたしましたけれども、今後の課題として、さらにそういった啓発については進めていきたいと考えております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 今、総務課長から答弁いただいたんですが、幾らいい計画をつくっても、マニュアルをつくっても、それが町民に届いていなかったというのが現実なんです。そういう声に対して行政としてどうこたえていくか。やはり具体的に示していかないと、地域住民任せでは、防災対策というのは成り立たないと思います。

やはり人の命、財産、生命、財産がかかっているんですね。本当に大変な思いをした人たちが1人、2人じゃないんです。私も被災地に限らず、全町をできるだけ歩いているんですが、歩けば歩くほど今度の地震の大きさ、災害の大きさというのがわかります。その災害の大きさの割に人災が少なくてよかったなと本当思っています。

そういう点で、私らも、地震後、私もなんですが、それ以外の日にも、私と新人3人の議員で、佐藤議員と塚田議員とで現地調査したんですが、全議員で現地調査する前に。そのときも広報車通ったんですよ。けども、何を言っているかわからないんです。そのそばにいた住民の方も、何しに来たんだろうと、そういう現状があるんです。そういうことがあったので、それをすぐ対策本部には言いましたけれども、消防車が何回来ても、避難場所も言わ

ない。一生懸命頑張ってくれているのはわかるんだけど、どこへ行ったらいいかわからないというのが本当に切実な声でした。そういう不安を解消していくということを真剣にやはり考えていかなきゃならないというふうに思います。

今後の方向として、ただ、机の上での計画じゃなくて、現地を1カ所でも2カ所でも多く歩いて、町民の声を聞いた上でのやはりそういうマニュアルづくりを進めていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 議員おっしゃるとおりでありまして、ただ3月11日、その日につきましては、まず第1に人的被害があったかどうか、これがまず第一義でありました。そういった確認、さらには広報車のお話もありました。今後、こういったものをマニュアル等に入れまして、反省点を生かしながら今後の災害対策に臨んでいきたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） ちょっとしつこいようなんですが、あの日、ちょうど議会だったんですね。元総務課長も、今、副町長でおわかりですが、やはり災害対策の面で私が午前中に質問したら、当時、総務課長、今、副町長ですけれども、防災予算が13万7,000円だったんですね、あのときは。その対策は大丈夫なのかと言ったら、コンビニと連携しているので大丈夫だと言ったわけですよ。しかし、あの地震の当日、コンビニはもうしまっていましたよね。その後もコンビニは、オープンはしましたが、品数がそろわないとか、そういうことでいろいろ燃料の問題、ガソリン等の問題もありましたけれども、そういう状況になった場合に、やはりそういう災害に対する対策といいますか、それが非常に確立されていない。

もう一つは、私も当日、すぐ地元に戻りまして、高齢者、障害者のひとり暮らしの家庭というか家を安否を確認のために、地元の消防団の人と手分けして歩いたんですが、歩く中で民生委員の人たちがやはり歩いていたということがあったんですが、やはりそういう体制というんですかね、日常の、そういうものをつくっていかないと、救える命も救えないんじゃないかと。やはり今の国のやっている避難所生活と同じように、ああいう中にも500人、せつかく助かった命が亡くなっているという状況も生まれています。そういう点でもっと現実的な対策を考えていただきたいというふうに思います。

次に、質問に入りたいというふうに思います。

2つ目の町全体の被害件数とか、それは先ほど町長から聞いたんですが、これは私が調べた農協の資料とはちょっと違うんですが、直売所とか道の駅の風評被害ということは入っているんでしょうか。それを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 農産物直売所につきましては、ご存じかと思えますけれども、那珂川町に9カ所ございます。直売所のほうの出荷停止、風評被害につきましては、町のほうで、農林振興課のほうで直売所の代表を集めまして説明会をしまして、出荷停止と風評被害、あとは金額が減になったやつについて書類を提出してもらいまして、それを農林振興課のほうでまとめて県のほうに提出するというようなことで今取り組んでおります。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） それと関係した問題なんですが、やはり農業、商工業も、町を活性化するという上では、非常に今まで頑張ってきた業種でもあると思います。そういう点で、特に農家とか、あとは観光業が大きな被害を受けている。その中でやはり再建していくというのは、非常に大変なことだと思います。そういう点で、やはり何か特段の支援が必要ではないかなというふうに思います。

町工場を見ても、個人でやっている工場も含めてですけども、雇用の問題では、やはり大きく貢献していると思います。それ以外にも町のためにいろいろなことで貢献している。やはり地元の宝だと思います。

今、農家の皆さんでも、四、五人のパートや正職員というんですか、そういう人たちを使って仕事をしているというのも結構あります。そういう点でも、やはり被害を受けた農家、また商工業の方に対する特別な支援が必要であると思うんですが、その点に関しては、商工観光課長、いかがなものでしょうか。商工観光課長をお願いします。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 商工業者につきましては、県の中小企業振興資金というのがございまして、それが災害対策に対応する資金がありますので、そちらのほうを商工観光課のほうとしては進めております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 特に観光施設なんかはひどいわけですよね。もう再開できないという

ようなあれもあります。やはりそういう人たちが果たしてきた町に対する評価というのをちゃんと見ていかないと、やはりこれからのまちづくり、地域づくりに大きな問題を残すと思います。本当の意味でのこれからがまちづくりになると思うんですが、その辺をどういうふうに考えているのか伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 小口の温泉街につきましては、今のところ最終的に判断で1軒だけがまだ未定という形で、あとの2軒につきましては、今後、早急に復旧して営業を再開したいということを聞いております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） そういう点では、やはり商工課が窓口になると思いますが、やはり経営者を初め、そういう方の親身な相談相手になっていただきたいというふうに思います。

それと、農業のほうなんです、出荷停止になったものがあると思うんです。その補償についてはどうなっているのか伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 出荷停止になりましたのは、3月、春菊とハウレンソウがございました。これにつきましては、JAなす南のほうで取りまとめいたしまして、平成21年と22年の同月の平均の出荷額と比較をしまして、出荷停止については、停止になったやつ3月分の春菊とハウレンソウの金額をまとめて提出をしております。

風評被害のトマト、イチゴ、ニラ、シイタケ等、それにつきましては、21年度と22年度の同月の出荷額との平均を出しまして比較をしまして、減額になった分について風評被害ということで取りまとめをしまして提出をしております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 農協の話だと、風評被害については、3月、4月分は請求したということですが、今後の風評被害についても、農協が直接あれしない直売所、道の駅等についての風評被害についてもどうするのか伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、農産物直売所関係の出荷停止、風評被害につきましては、県のほうで提出の書式が来ましたので、それをもとに

直売所の農産物損害賠償請求の説明会を農林振興課のほうでしまして、その取りまとめたものを東京電力の原発事故農産物損害賠償対策栃木県協議会という協議会があるんですけども、そこに取りまとめて提出する予定になっております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） きのうち橋本議員が質問したこととちょっと重なるんですが、ハウスの被害というのはどのくらいあるんでしょうか。農業ハウス、園芸ハウス含めて、その箇所と金額をお願いします。また、今後の対策。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ハウスとか農業用施設関係の倉庫、あるいは畜舎、そういったものについては、数字的にはハウスが何件、農業用倉庫が何件、あるいは畜舎が何件とか、そういった細かい数字まではつかないんですけども、那珂川町の農作物については、カーネーション、トマト、イチゴ、生乳とかというのは、箇所数としては20件ございます。

それと、家畜関係の肉用牛、豚関係については2カ所。それと、畜舎、ハウス、倉庫、出荷所関係の施設については7カ所で、計29カ所程度の被害箇所がございました。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 今、担当課長のほうから答弁あったんですが、これに対して町としてどんなことを考えているのか、今後の対策を伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 先ほど言いました出荷停止、風評被害につきましては、東京電力原発事故農産物損害賠償対策協議会のほうに提出して補償していただくということで、あとのうち橋本議員のときに答弁いたしましたけれども、農業用施設のハウスとか、あるいは農業用倉庫、あるいは農業用機械、そういうものについては、個人で農業共済に加入している方もいると思いますが、そういうことで、そちらのほうで対応するというので、町独自としては、きのうちも話しましたように、そういった施設、農業用機械については、今のところ支援する制度はございませんので、今後、被害の状況等を把握しながら、今後の地震、また再度ないとは限りませんので、その辺のところを被害額等を検討しながら今後検討してまいりたい、このように考えています。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） ただいまのあれは納得したんですが、先ほどのあれですが、やはりそういう農機具類もいろいろな被害を地震によって受けたと。しかし、農産物の風評被害ということで受けているわけですよ。1 戸当たりですれば300万円とか、そういう金額になるみたいですけども、今後もそれが続くと思うんですが、やはりそういう点で安心・安全な農業というか、そういうものをやはり町民に対してわかってもらうためにも、町独自の観測が、例えば野菜とか、あとは土地、土ですよ、そういうものを測定する機器を入れるつもりはないのかどうか伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 放射能の検知器で、農産物なんかは簡単にその機械を当てて放射能が検出できるというものではございません。一応県内の農産物の放射能の調査をしているのは、抜き取り調査をしまして、それをもってみまして、それを分析して出していると、放射能を出しているというような状況なので、そういうものについては、今後、県内の放射能の状況を見ながら、特に放射能の状況がひどくなってきたり、何か状況が変わってきた段階においては、町内でも調査するようなことになれば検討していきたいというふうには考えていますけれども、今のところ独自で農作物の調査をするという考えはございません。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） 今、他の市町村を見ても、独自で器具を買ってやり始めたところもあるんですよ。お隣の烏山市も30万円の機械を2 台このほど補正予算に組んだそうです。あとは那須とか、やはり塩谷町も、那須なんかは、学校1 校に対して1 個の測定器を買ったということです。

そういうことをやっているの、やはり町民の安心・安全を守るという、やはり農業をやっている人だけじゃないんですが、せっかく田植えした後で、この米が売れるんだろうかという、かなり不安を持っているかと思います。私、大山田なので、わずかな距離で北に須賀川があります。ここのお茶はだめなんですよ。

そういう点で、やはり同じ那珂川町でも、やはり小川と大山田、また山田のお茶は見たから大丈夫だと言うけれども、本当に安心してそれを口にすることができるかといったら、そうじゃない状況です。大山田に限っては全部とは言いませんが、ほとんどの家庭がお茶を今

まで摘んでいるところが摘めないと。製茶工場が動いていないということもあるんですが、その辺でやはり農業をやっている人だけじゃなくて、町民の不安を解消するためにも、できるだけ早い時期に、やはり今まで測定器があればはかったデータをもとに、今後の対策というのを考えていけると思うんですよ。その辺で、ぜひそういう機械を購入してやっていただきたいというふうに要望して、この質問を終わりたいと思います。

それで、3番目の災害復興の問題なんですが、前も全員協議会でもお話ししたんですけども、町が単独で10万円の上限を決めて支援するという事なんですが、それに対しては非常に喜ばれています。本当にありがたいということで。

それと、その被害調査を町の職員が手分けして全戸歩いたわけじゃないですか。それも非常に喜ばれています。本当に来てくれて、よく見てくれたよと。2階まで上がって見てくれたんだよとか、そういう声を結構聞きます。

ただ、その中で今現在で罹災証明、また税の減免措置を申請しているのは何件あるのか教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 6月7日現在で固定資産の減免申請の数は200件です。あと罹災証明が284件でございます。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） この数でも示されるように、全体の被災を受けている件数というのは4,000件を超えているわけですね。1割にも満たないんですね。

私も歩いて聞きますと、罹災証明が、この前、全員協議会でも、塚田議員も私も言ったんですが、見積書も出してもらえない、書いてもらえないということが結構あるんですね。

それと、あとは特に内装なんかは、なかなか見積もり出してくれないというところが結構あるみたいです。

それと、何か大工さん、工事する人によっては、その対象になるのは、町の支援の対象になるのは、外部だけで、内側の家のほうはなんないんだというふうにとらえている町民の方もいるみたいです。職人の方にもそう言われたということで、家の中は言っていないんだという町民の方もいます。そういう点で、ちょっと説明不足なんじゃないかなと。もう少し徹底してもいいんじゃないかなということを考えているんですが、罹災証明にしても、軽減策

にしても、何か町民には知られていないと。

それと、現実に直すまで、職人さんによっては3年から4年もかかるよと。それからじゃないと領収書は出ないよというようなことですね。それで、現にかわら、かわらなんかは不足していて、とにかく今すぐというわけにはいかないという状況があるようです。

そして、材料なんかも、結構やはり不足しているみたいですね。みんな東北のほうに行っちゃって。そういう点で、今の問題も含めるんですが、受け付け期間が6月10日締め切りということになっていますよね。これではちょっと罹災証明の申し込みとか、そういうのが税の軽減もできなくなってしまう町民がかなりいると思います。余震も続いていますし、そういう点では、期間をもっと半年とかことしいっぱいとか延ばす考えはあるのかどうかを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、私のほうからご質問にお答えしますが、前段の罹災証明と減免申請、これと、町で新たにつくった支援策はまた別個の問題としてとらえていただきたいと思いますが、その後段の町の支援策に対する申請、現在6月10日ということで行っております。毎日のように申請があります。

ただ、今回の震災の特殊性を考えますと、議員さんおっしゃるとおり、長期間にわたるものもありますので、この6月10日を過ぎ、一応そこまでは受け付けをするということでありますけれども、この点につきましては、町民の皆様が制度を受けられるよう、この辺は検討してまいりたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 今、課長から答弁があったんですが、検討するといっても、延ばすのか延ばさないのかをはっきりさせていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、この前の全員協議会でも申し上げました。まず、申請をしていただくと。そういう啓発、啓蒙、そういったこともお願いしたいと思います。まず、こちら把握をしたいということもあります。

現在、町の調査でやった中で4,000戸からの被害があるわけですから、ただ、これは世帯にカウントしますので、その辺の把握もしたいと思っておりますので、小さいものもあるうかと思いますが、まずはご相談いただきたいというふうに思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） そのためにも期間を延ばしていただけたらというふうに思います。

やはり非常に事実関係がよく理解していない、理解できないという面があるので、やはりその辺を何とか手を打って、多くの町民に理解してもらえるような体制をとっていただきたいということを要望して、次の質問に入りたいというふうに思います。

最後に、原発の問題で、国政の問題なのでということ町長に言われたんですが、全くそのとおりだと私は思いますが、やはり町民の安全・安心を守るという点で、それと原発というものが歴史的にどういう過程の中でつくられてきたか。やはり戦争目的につくられてきたということなんですね。

それで、まさに日本がその第 1 回目の犠牲者になったわけですよね。広島にはプルトニウムの原子爆弾が落とされ、長崎、8 月 6 日、そして 8 月 9 日は長崎にも一つの爆弾が落とされたわけですね。まさに日本は実験台にされたわけですよ、もう戦争に負けるというのが明らかになっているところでアメリカが落としたわけですから。そういう点で、やはり戦争との関係もあるわけです、原子力発電平和利用と言いますが、全然安全性を考えなかった利用なんですね。

そういう犠牲の上に、今六十数年もたって、さっきチェルノブイリのことが町長から言われましたけれども、我が国も六十数年たっても、まだその傷跡は残っているわけです。まして、その広島や長崎に落とされた原爆の一つの原子力発電所が何倍もの力を持っているわけです。それと同時に、そこから排出される死の灰は、何万年かかるかわからないんですね、これが、なくすまでには、放射能の影響。そういう状況の中で、毎日のように不安があるわけです。

まして、福島で起きたことから、今、風評被害でいろいろなところにも出ていますけれども、命にかかわる問題だと思います。そして、今起きたことが何万年続くかわからないという状況があるわけですよ。きょう、あしたに解決する問題ではもちろんありませんけれども、そういう点で言えば、国がやっていることだからということではないと思うんです。やはり国がやっていても、県がやっていても悪いことは悪いことなんです。町民の命と暮らしを守るという点では、国が、県が、幾らどんなことを言ったって、町民の命と暮らしを守るという点では、やはり行政が、地方自治体がそこではっきり悪いことは悪いと言わないと、県や国の行政も変わっていかないと思います。そういう点で、やはりトップである町長の態

度というんですか、所信というんですか、それは非常に強く私は求められると思います。

平和の問題にもつながるだけじゃなくて、地球そのものの存亡にもかかわると、決して大げさな問題じゃないと思います。54基もあるこの国に原発が、日本だけじゃなくて、世界にもいろいろな問題を投げかけているんです。

さっきも話しましたが、各国では、アメリカでは危険なものということで、スリーマイル島事故が起きる前に1,000人の専門家の体制で原子力発電の体制をとっていました、技術者を含めて。そして、スリーマイル島事故が起きた後でも、さらにそれを3,000人に専門の技術者をふやすということで、日本以外の各国は危険なものなんだという認識で原子力発電所をやってきたわけです。扱ってきたわけです。

しかし、日本は絶対安全だと、さっきも言いましたけれども、安全神話でごまかして、本当に危険なものを54基もつくって、さらに14基もつくろうとしているんです。これが日本の現状です。

そういう点で、本当に町民の安全・安心、そして自然環境、この地球の将来を考えるならば、決して国や県だけに任せる問題ではないと思います。地方から声を出していく。悪いことは悪いと言っていないと、とんでもないことになると思います。そういう点で、もう一度、町長の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 私は、先ほど申したとおり、基本的には反対です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 大変ありがとうございました。町長のそういう決断には、私も本当に勇気づけられますので、今後ともぜひ町民の立場で行政を進めていただきたいというふうに思います。

いろいろと要望もありますが、時間も押し迫っているので、これで質問を打ち切りたいと思いますが、トップである町長がそういう決意のもとに行政をやろうとしているんですから、職員の皆さんも、それに従って、本当に町民の命と暮らしを守るという立場で、憲法をやはり大事にしていってほしいというふうに思います。

以上述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

議長（川上要一君） 再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

佐藤信親君

議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君の質問を許可いたします。

1番、佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） さきの東日本大震災に遭われお亡くなりになられた方々に対しお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。また、早期復興をご祈念申し上げたいと思います。

続いて、質問に入らせていただきたいと思います。

まず1つ目、健康管理センターの再利用についてお伺いしたいと思います。

遊休施設である旧小川健康管理センターを図書館として町民のために有効利用を図られることは、大変結構なことであると思います。これは町執行部に対して感謝申し上げなければならないことだと思えます。

ところが、本年度より、町長の特段なるご配慮により、確定申告会場として利用され、町民の方々から大変な好評を得ておりましたところ、このような話になってまいりました。

また、食生活改善クラブがセンター内調理室を活用し、調理実習及び独居老人への給食サービス等にも活用していたのも事実でございます。

図書館として利用されるようになると、その後の対応は、来年度はどうか、指針も示されておりません。この町の対応に多くの地域住民が理解に苦しむところであり、またこのような利用実態があるにもかかわらず、図書館移設となったことについて、次の点

についてお伺いいたします。

まず、1項目めとして、旧小川健康管理センターを図書館として再利用する決定をどのような経過を経て決定されたのかを伺います。

2項目めといたしまして、食生活改善クラブがセンター内調理室を活用し、調理実習及び独居老人への給食サービス等を行っているが、今後の対応はどのように考えているのか伺います。

2番目、地震対策について。

今回の地震は、この栃木県では起こり得ないとほとんどの方が思っていたのではないのでしょうか。あり得ないことが起こる、これが自然災害かと痛感させられました。このような状況下において、町内住宅はもとより、公共施設においても、役場庁舎を初め多数の施設が甚大な被害を受けました。特に耐震構造のまほろばの湯の天井落下、幸いけが人もなく一安心であったが、もしものことを考えると、鳥肌の立つ思いであります。

平成17年8月16日に発生した、今回と同じ場所になると思うんですけども、宮城県沖地震により、宮城県仙台市にあるスポーツパーク松森における天井落下事故を国土交通省等が調査し、その原因等について、また施工方法等について事故調査報告書が出され、それに基づき各都道府県建築主務部長あて通知が技術的助言という形で、天井落下防止対策について通知がなされております。

また、各小・中学校教育施設については、耐震診断及び補強工事が完了に近い状況下にあるが、公共施設のほとんどが耐震診断対象施設以外の施設として耐震診断がなされていない状況にあり、さらに、遊休施設及び廃校等により、未利用の施設についても、今後の利活用の方法等によっては対応は異なると思うが、利用価値のある施設の対応について、次の点について伺う。

まず、1項目めとして、天井落下防止対策について、県、設計業者及び施工業者より何らかの通知もしくは連絡等は町にあったか。

2項目めとして、小・中学校の廃校舎の耐震対策はどのように考えているか。また、利用計画のある施設の耐震対策はどうなっているのか伺う。

3項目めとして、耐震診断並びに耐震補強工事がなされていない公共施設の対応はどのように考えているか伺う。

4項目めとして、町内の被害家屋調査を全町にわたり調査を実施したが、その根拠となる審査基準は、どのような基準に基づいて実施したのか。また、危険家屋の診断はどのような

基準で行ったのか伺う。

5 項目めとして、今後の職員採用計画の中で、一級建築士を採用する予定はあるか。また、臨時的に雇用契約等により、採用する予定はあるか伺う。

3、職員の不祥事件について。

さきの12月定例会において、職員の不祥事についての質問を橋本 操議員及び益子輝夫議員の2人が行い、それぞれの答弁を受けているが、今回の不祥事だけでなく、以前にも2件の不祥事が発生し、それぞれの処分がありました。不祥事があるたびに、指揮指導監督に努め、綱紀肅正に努めたいとの釈明が常にあります。不祥事が連綿として発生している大もとには、厳格な処罰が行われず、安易な処分で済ませていた、そのような職場環境、もしくは土壌に起因するものではないかと考え、そこで次の点について伺う。

1 項目めとして、出張命令簿は、公文書として取り扱われるものなのか伺う。

2 項目めとして、教育長の印鑑を預けたと言っているが、どのような認識で預けたのか伺う。

3 項目めとして、この件に関し審査委員会、懲罰委員会というのか、余りこの表現が正しいかどうか、ちょっと判断苦しいですが、審査委員会が開催されたが、構成員、または座長はだれがしたのか伺う。

4 項目めとして、町長及び教育長は、いつこの事実を知り得たのか伺う。

5 項目めとして、懲戒処分は今回の処分ですべて十分になされたと判断されているのか伺う。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

議長（川上要一君） 町長、お願いします。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から3点目の職員不祥事についてのご質問にお答えをいたします。

本件については、昨年の12月議会において、お二人の議員の質問に答弁いたしましたが、職員の不祥事により、皆さんに多大なるご迷惑と行政不信を招いてしまったこと、教育長ともども改めておわびを申し上げる次第であります。

私からは、2点目を除きお答えをいたします。

1点目の出張命令簿についてであります。行政においては旅行命令簿と称しておりますが、職員の服務に関する公文書であります。

3点目の審査委員会についてであります。委員長は副町長がついており、構成員は教育長、総務課長、処分対象の所管課長であります。懲戒処分事案においては、本件を機に外

部委員をお願いし、議会監査委員、行政区連絡協議会からそれぞれ1名の方に審査協力をいただきました。

第4点目の知り得た時期であります、5月末ごろに教育長から報告があったと記憶をしております。

5点目の十分な処分かどうかというご質問であります、外部委員を含めた職員の処分及び量定に関する審査委員会の判断をもとに、教育委員会において厳正な処分決定がなされたものと思っております。

最後に、職員の法令遵守はもとより、モラルの向上、そして公務員たる者としての意識改革、管理監督者にあっては、命令、決裁過程における管理機能を高め、その責務を果たすよう再発防止のために、さらなる指導監督を徹底しているところであります。

その他の質問については、教育長及び担当課長から答弁をさせます。

議長（川上要一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） まず、佐藤議員のご質問にお答えする前に、職員の不祥事により、議員の皆様初め町民の皆様に多大なるご迷惑、行政不信を招きましたことに対して、教育長として改めておわびを申し上げます。

それでは、佐藤議員の3項目めのご質問のうち、2点目と4点目についてお答えし、それ以外は担当課長から答えさせます。

2点目についてであります、昨年12月の一般質問でも答弁したとおり、当時は私が館長を兼務しており、教育委員会事務局が開発センターから小川庁舎に移転したことに伴い、事務所と事務局が遠隔となって、通常業務における事務処理の円滑化が図れないと考えたもので、印鑑を備えおいたものです。それが起因となって係る不祥事が発生したことについて、改めて館長として管理責任を強く感じております。

また、館長職の兼務に係る不祥事発生の要因の一つと考え、本年度から専任の館長を配置したところであります。

次の4点目のいつ知り得たかということではありますが、昨年5月、別事案で相談があった中で発覚したものであります。

これで終わります。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 佐藤議員の1項目めのご質問のうち、1点目についてお答え

いたします。

小川図書館につきましては、建設後30年が経過しており、小川公民館の2階に併設してあることから、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりました。バリアフリー化を含めまして移転を検討しておったところであります。

移転に当たりましては、町民が利用しやすい立地であること及び財政負担の軽減のため、町有の遊休施設を有効活用することを念頭に、バリアフリー化を実現するため、身障者トイレを有する平屋建ての施設を中心に選定し、関係する所管課と協議をした結果、小・中学校に近く、児童・生徒やお年寄りにも利用しやすい旧小川健康管理センターに決定いたしました。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 佐藤議員の1項目、第2点目、食生活改善クラブの調理実習と独居老人の給食サービスについての質問にお答えいたします。

食生活改善クラブ等の調理実習は、毎年5回程度実施されておりました。今後、クラブ員と相談し、馬頭健康管理センターや山村開発センターの調理室等、既施設を利用するなどして実施していく考えであります。

また、現在、独居老人の給食サービスは、すこやか共生館の調理室を利用し、実施しているところであります。

以上です。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） では、佐藤議員の質問にお答えします。

まず、2項目めの地震対策の（1）番でございます。

天井落下防止についてお答えいたします。

天井落下事故は、平成13年の芸予地震と、平成15年の十勝沖地震で起きました。そのため、国土交通省では、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策についての技術的助言を作成し、県及び建築主事がいる市に通知されました。それ以外の市町には通知されませんでした。公共施設の整備に当たっては、建築主事の指導のもと、適正に実施していきたいと思っております。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、地震対策についての2番目以降の質問にお答えいたし

ます。

まず、2点目の廃校小・中学校の耐震対策であります。廃校小・中学校は、公有財産の分類上、その性質から普通財産に分類されます。普通財産は、直接特定の行政目的のために供される財産ではありませんので、木造校舎である旧健武、和見小学校を除く鉄筋鉄骨構造の旧武茂、谷川、大山田小学校及び旧馬頭東中学校について、耐震診断は実施しておりません。

仮に新耐震基準に適合しない施設であったとしても、町が直接的に耐震補強工事を施すことは、町全体の公共施設の耐震改修等を考慮した場合、優先順位からは低くなるものと考えられます。

これらの施設を新規に活用する場合は、その使用者の責任において安全確保が図られるようお願いをしたいと考えております。

次に、3点目の公共施設における耐震診断並びに耐震補強工事についてのご質問ですが、これまで施設を管理する部署ごとに対応しておりまして、学校施設を除く公共施設については耐震化が進んでいない状況となっております。

耐震化が進まない理由としては、まず子供たちの安全を図ること。また、有事の際の避難場所に指定されていることなどから、小・中学校の校舎や体育館などの耐震化を優先的に進めております。さらに、耐震診断、耐震補強工事に要する費用が莫大であることも否めません。

しかしながら、今般の東日本大震災による被災状況等を踏まえ、災害対策活動の拠点や避難所となる施設、またライフライン関連施設、あるいは多数の町民が利用する施設の耐震化を進めることにより、地震発生等による人命への重大な被害や住民生活への深刻な影響を抑止することを目的として、公共施設の耐震対策計画を検討してまいりたいと思っております。

4点目の被害家屋調査の審査基準のご質問ですが、町では4月から5月にかけて被災家屋の全棟を対象に調査を実施しました。調査に当たっては、内閣府で定めた災害に係る住家の被害認定基準運用指針、これを準用いたしまして実施をいたしました。その調査を受け、半壊以上の住家につきましては、県建築士会に委託し、2次調査を実施して、開会前に結果を報告した次第であります。

また、危険家屋の判定につきましては、那珂川町震災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき、応急危険度判定士に依頼し実施いたしました。

最後、5点目となりますが、一級建築士の採用のご質問であります。一級建築士は、建

築主事として、主に建築確認業務などに従事するものでありますが、建築確認業務は、県が所管しておりますので、町において建築主事を配置して行うべき業務量は、多くはないものと考えております。

今回の災害のように建物の調査にあつては、外部委託や臨時的に任用することが適当と考えております。

したがいまして、現時点で一級建築士の職員採用は、現時点では予定しておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） ちょっと健康管理センター、この順番に従って質問していきたいと思ひております。

旧健康管理センターは、国庫補助事業により建設された施設でありますので、補助金適正化法による耐用年数等があると思ひますが、今回それに伴う用途廃止、または用途変更等の手続はなされているのか。なされているとすれば、いつごろなされたのかお伺ひしたいと思ひます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 町村合併等によります複合施設等もございます関係上、厚生労働省所管一般会計補助金にかかわる財産処分承認基準というものが通達が出されておひまして、特に今回、私どもの場合は、財産処分の種類といたしましては、転用という形、補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用という形になるかと思ひます。

さらに、申請手続の特例といたしまして、地方公共団体が当該事業にかかわる社会資源が当該地域において充足しているとの判断のもとに行う財産処分、経過年数が10年以上である施設について行う財産処分につきましては、厚生労働大臣等への報告で済むという通達が来ておひまして、今その手続をしている段階でございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） そうすると、現在まだ変更手続は終わっていないということになりますね。これは当然もう工事始まっていますよね。これは指令前着工みたいな、そういう形にはならない。法的にも別に違法性はないのかお伺ひしたいと思ひます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 今回の議会、6月の定例議会、健康管理センターの変更とい
いますか、条例を出す予定をしておりますが、一応8月31日をもって、健康管理センターそ
のものを馬頭健康管理センターに一本化すると、那珂川町健康管理センターという条例を出
す予定でございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 8月31日でよろしいんですね。

これは用途変更がなされていないにもかかわらず、こういう解体工事なんかもしちゃって
よろしいのか。また、条例改正等があれば、当然これは3月の補正予算で計上された事業で
ございますよね。であれば、あわせて条例改正の手続も、そのとき一緒に行うべきではない
かなと。何か後手後手になっているような感じがします。工事は先にいっていると。手続上
にも、やはりきちっとした明確な手順を踏んで進めていくべきではないかなというふうに考
えますので、その点について再度お伺いいたします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 期日の問題につきましては、先ほど財産処分の承認基準とい
う形で、基本的には厚生労働大臣等への報告ということでございますので、おくれたという
表現があるとすれば、確かにそうかもしれませんが、そういった処理上は問題ないものと考え
ております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） ちょっと納得できないところもあるんですが、1番はこれにて了解し
たいと思います。

図書館の建設に至る経緯について、図書館には図書館協議会というものが条例で定められ
ておりますよね。そこに、この図書館の移設について諮ってあるのかどうか。当然これは条
例改正を伴う図書館移設については、議会並びに教育行政を所管する教育民生常任委員会に、
事前にやはり諮っておくべきではないかなと。私も教育民生常任委員の一人でございますが、
一切この図書館に関する内容等もわかってございません。ただ、補正による補助金の工事費
の金額だけわかっているというようなことであります。

町民の代表である我々議員にも相談もない。施設等の内容も知らされていない状態で、議

会と執行部は車の両輪のごとくと言われますが、このような一方的な手法について問題があるのではないかと。もう少し住民感情に配慮した行政手法が好ましいと思うんですけれども、こういうやり方をやっていきますと、町の行政に対し町民は不安とか不満が生じ、まちづくりを進める上でも、今後、障害が生じるおそれがあるのではないかなと危惧されます。独善的ではなく、住民との対話の中で、真のまちづくりをすべきと思うんですけれども、その点もあわせてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 小川図書館の移転先につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年12月の定例会におきまして、益子明美議員からの一般質問の中でもお答えしているところでございます。

しかしながら、正式な事前の協議等がなされなかったことにつきましては、深く反省しているところでございます。

移転の時期等につきましては、当時、まだその時点での財源手当が決定しておりませんでしたので、なるべく早い時期にそういうふうな方向での検討をしたいというふうにお答えしておいたところでございます。

その後、国の経済対策による光をそそぐ交付金事業の採択が受けられるというところから、先ほど指摘ありましたように、3月の補正予算に計上いたしまして、事業の内容説明を行ったというところでございますので、今後、より皆様のほうに事前協議をなして、理解を得た上で事業については推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 今の内容で承服せざるを得ないかなと思うんですけれども、本当これ以上進めると、またおかしくなってしまうので、ここら辺でやめておきたいと思います。

本来ならば、この図書館の移設工事というのは、当初予算でやるのが建前じゃないかな。なぜこれが3月の押し詰まったときに補正で出て、確かに補助金はある。けれども、これは繰越明許にしてまでやる事業なのかどうなのかというところは、私は常に疑問に思っていたところなんですけれども、この点についてお伺いしたい。

それと、なぜこの当初でやろうという気がないのか。やはり思いつきの、今まで何か思っていることがあって、お金があるからやりましょうというような計画性のない事業展開で

はないかなというふうに私は認識しているわけなので、その点についてもあわせてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 今、議員ご指摘のところでありますけれども、特に急いだ理由としては、議員もご存じのように、震災によって、これはもとの場所で、そのまま図書館として開館していけるかどうかということ判断いたしました。そのときに、できるだけ早く町民に対する図書館のサービスを回復したいという一念で私どもやりました。

その間で、今ご指摘のようなところはありましたけれども、その思いは思いつきということではありませんで、今回、早く復興したいということが基本でありました。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 今、教育長が言われましたけれども、地震があったからやったんだというふうに今言われましたけれども、地震の前に予算書に計上されているわけなんですよ。ですから、もうありきでやっているわけですよ。地震があろうがなかろうが。今、教育長は地震があったから早急にと答弁されましたけれども、やはりこの問題は当初からのっかっていたと、3月補正の予算書、地震の起きる前からですね。ということは、もうこういうことがありきで進められているというふうに判断せざるを得ないというふうに考えておりますが、いかがですか。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 私ども、先ほど課長から答弁しましたが、移転先を検討はしていたということであります。

ただ、急いで、例えば今ご指摘のように、説明不足ではなかったかとか、そういうことのご指摘もありますけれども、その間の事情はあわせて震災復興というふうになって、そのところを急遽このような形での日程設定をしたところあります。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） この問題は、地震とは関係ないと思うんですよ。3月補正予算にきちっとのっかっているわけですから、専決処分というわけではないので、その地震のために早急にやりたいとか、そういう言い方はやめていただきたい。

この点についても、もう押し問答になってしまいますので、この辺でやめておきたいと思

います。

4番目、関係課と協議をしたということでありましてけれども、当然税務課、確定申告をやっているわけですから、税務課のほうの意見も聞いたと思うんですけれども、今後、その確定申告をする会場をどこにするのか等についても、もう当然税務課のほうでは考えていなければ、はいよと言うわけにはいかないと思うんです。

ただ、やはり申告会場を一本化するという話も以前にはあったようにも聞いておりますが、やはり地域住民の感情から見ても、この健康管理センターという場所は、最大公約数でいう一番条件のいいところでもあったわけでございます。それにかわる施設を旧小川町内に探せということになると、なかなか難しい状況にもなってくるかなと思いますけれども、その点についてどのような協議がなされたのかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） ただいまの質問ですけれども、当然教育委員会のほうから、ことしやった申告会場は図書館ということで使えないから、どこか別な場所ということを言われました。

それで、まほろばの湯はご存じだと思うんですけれども、その南に共生館があるんですけども、その共生館をお借りすることになりました。ですので、ことしと一緒に会場は小川地区と馬頭地区、2カ所で実施したいと思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 納得いたします。

図書館ともなれば、図書の貸し出しだけではなく、やはり今の図書館というのは、多機能的な様相が求められていると思うんですけれども、視聴覚ライブラリー的な機能を有するような図書館となるのか。例えばDVDを使用して学習や、あと鑑賞等が行えるような改修内容になっているのか。その点についてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 今回の主な改修後の内容でございますが、一般の図書の閲覧はもちろんのこと、郷土資料、さらには児童コーナー、あるいは絵本コーナー等をそれぞれ設けるとともに、集団で学習できるコーナー、さらには、今、議員からお話のございました視聴覚を使用できるコーナー、そういうものを備えてございます。

また、お話し会、その他の事業ができますように、現にあります和室等については、そのまま活用いたしまして、そういうふうな教室等についても開催したいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 今の説明で理解いたします。なるべくこのような形でやっていただければ、多くの利用者も、また親子連れとか、そういうので活用できるかと思っておりますので、その点については評価したいと思っております。

次に、1の2について、例えば共生館の調理室は2カ所ですよね、調理台。やはり食生活改善クラブの会員数は三十有余名いるわけでございます。できれば、そちらに移っていただくということであれば、もう少し2台くらいふやして、多くの方が利用できるような施設となればいいかなと思っておりますので、これは要望事項としてお願いしたいと思っております。町長さん、この点についてよろしくご検討のほどをお願い申し上げたいと思っております。

以上で1番については終わりにいたします。

2番目の1項目めでございますが、町内施設の被害現場を見て衝撃的なものは、まほろばの湯の天井落下であります。この施設は耐震構造になっているにもかかわらず天井落下である。天井の下にあったテーブルが真っ二つに折れているというような状況でございます。

そこにつけていたつりボルトが点づけ、これ鉄筋と鉄筋を1点だけで点づけをして、それで重い天井をつっていたわけです。これが事故直後に、新人3人の塚田さんと益子さんと私で見に行ったときにはっきりとありました。えっと思いましたが、こんな重いものをこんなもので支えていたのかと。

そのほかに、あと一級建築士さんと一緒に見に行ったときに、本来揺れを防止するためのブレース、要するに簡単に日本語で言えば筋交いというものがあるわけだと言っていたんですけども、ない。あと多分天井の板だと思んですけども、その落下したところの説明を見ますと、両面テープで張ってあったと。これは私ら3人、衝撃的な現場を見てしまったわけなんですけれども、こういうような施工方法が、我々素人から見れば手抜きと言わざるを得ないのではないかなというふうに思います。

当然こういう事態を建設主体である大成建設本社にじかにやはり連絡をして、説明を求めべきだったものが、町のご努力によりまして早期復旧という形になっておりますが、やは

りこういう原因を究明した上で対応するということが、今後のやはり耐震対策、安全確保のためにもつながってくるのではないかなと思いますので、事後でも結構ですので、本社のほうに連絡をとって、その判断もいただければいいのではないかなというふうに思います。

ある業者に聞きますと、こういう本社が直接やった工事等によってこのような被害があった場合は、全部会社負担でやるということもあるみたいです。ですから、そういう意味からも、再三本社に連絡とれとは言っていたんですけども、担当に、やっていないというようなことをございますので、これがもし死亡事故等が発生したら、当然本社は駆けつけてくるわけですね。そうすると、この実態がよくわかったと。ただ、今回、事なかれ主義的に、被害も少なかったから、こういう形で済んだのかなとは思いますが、やはり今後、本社のほうにも通報すべきではないかなというふうに思いますので、その点についてお伺いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） ただいま佐藤議員のとめ金のグレースと申しますか、その部分についての技術的な指針につきましては、平成15年の都道府県建築主務部長あての国土交通省からの通達に、そういった指導がなされております。

ただ、小川総合福祉センターにつきましては、平成11年に実施設計、14年度にオープンした施設でございますので、平成15年及び平成17年の国からの技術的助言に基づいた構造ではないということでございます。

今回の修繕につきましては、このことを踏まえまして、この指針に合ったような形で指導基準に基づいた方法により復旧をしております。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） これ以上言っても、専門分野でございますので、これ以上は差し控えたいと思います。

次、2の2についてでございますが、先ほど総務課長からの考えでございますと、貸し手、借り手のほうでも対応を講ずるというようなことでございますが、通常、一般的な賃貸契約を結ぶ場合、貸し主のほうですべて修繕をして貸すという、それに対する費用も当然家賃のほうに上乘せしてやるべきではないかなと思うんですけども、やはりこの廃校となっている学校、東中学校、当日、現地視察に行っても、しっかりと建っていました。やはりこの施

設、何らかの形で利用できないか。あと隣にある集会所的な広いスペースもあるんですけども、こういうものを何かの形で地域住民の方に開放してあげるとか、若干の耐震補強工事をして、そうすれば、地域の活性化、きのう、塚田議員の質問の中にもありましたように、限界集落、準限界集落の活性化のためにも、こういう立派な施設を活用するというのも、町の施策の一つとして考えてはいただけないかなと私は切に思うのでありますが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 遊休施設の活用につきましては、私ども常に考慮しなければならないと思っております。行政財産として不要になったもの、あるいは普通財産でも使用不可能なもの、これは原則的には取り壊し等を考えなければならないものだと思っております。

しかしながら、それを活用できる施設につきましては、先ほどの質問のように、できるだけ幅広く活用させていただいております。

さらに、第一義的には、地域住民が活用されるのが一番と考えております。

そういった中で、旧東中学校のお話が出ましたけれども、これは既に利用が決まっております。全部の施設ではございませんが、特に体育館を中心に新たな活用が決まっております。その中で今回の震災により若干の崩落等ありましたので、この件につきましては、一部修繕をしたいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 今の総務課長の答弁で大体納得はするんですけども、耐震構造の審査基準になっていない町の公共施設はたくさんありますよね。やはりこれも被害が起きてからではなくて、起きる前に初期投資をすれば、後年度負担、何かそのときの費用負担も減ってくる。また、耐久力も増すということで、こういうのも行財政改革の一つになってくるのかなと。若干初期投資はふえるけれども、後年度の負担は減ってくるというようなことで、今後の公共施設の耐震診断も、お金かかるかと思うんですけども、例えば保育所等とか、馬頭中央小とか、あと南保育所とか、そういうところの施設のやはり耐震、やはり基準以下であってもやるべきではないかなと。大切なお子様の命を預かっている施設でございます。まだ特に役場なんかも、危ない危ないとだれからも言われていたわけですよ。これも初期に対応していれば、このような被害にならなくて、また新庁舎をつくるなんていうようなことにもならなかったのではないかなと思いますので、やはり早目早目に、その建物の診断、

補強工事等を講じていただくよう要望いたしまして、3については終わりにいたします。

2の4についてでございますが、4番目については、4月28日までに、当初、全戸調査を完了するというところでございましたけれども、5月17日までになったと。やはりこれにつきまして、町民の方から、何だか28日になっても、まだうちに来ていないんだけれども、どうなっているんだよと。先ほど益子議員は、大変感謝されたというふうに言われていますけれども、逆に私のほうは批判があったということで、これはどのようにしてこのようになったのかというふうに考えます。

この28日までと期限を切っていたにもかかわらず延びたということがある以上、やはり6月10日で申請も打ち切ると総務課長も先ほど言っておりましたけれども、やはりこういう点もある程度10日間とか7月いっぱいまでとか、期間を延長してもよろしいんじゃないかなというふうに思います。その点についてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず最初に、町のほうで第1次調査、14日から28日、大変厳しい日程でありました。重々議員おっしゃるとおりであります。これを12グループに分けて、全職員体制で行いました。

しかしながら、何分件数がありまして、1世帯1棟であれば、あるいはできたかもしれません。しかし、納屋、倉庫、あるいは附属家、そういったものを全部確認をさせていただいた中、またそのほか通常業務、言いわけになりますが、震災対策あった中でおくれてしまったことに対してはおわびを申し上げたいと思います。

しかしながら、それ以降、その結果を受けまして、第2次調査を会員様、また議員の皆様、それから町民の皆様に協力を得まして、全部終了させていただきましたので、改めてご報告いたします。

また、被害の申請の時期について打ち切るということは申しておりませんので、この点につきましては、柔軟に対応させていただきます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） ありがとうございます。

続いて、5番に移りたいと思います。

先ほど総務課長の答弁によりますと、採用予定もないということでございますが、町内にも相当数の一級建築士がおりますよね。そういう方たちと連携を常にとっておけば、こうい

う災害時のときの初期対応というんですか、被害調査等も、こういう専門家を入れていけば、ちょっと危険箇所のところは、ここはだめですと赤紙を張って退去させるとか、そういう対応もできるのではないかなというふうに思いますので、そういう点を今後、連携を深めていくということは考えているかどうかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 今回につきましては、第2次調査、一級建築士であります県の建築士会に委託をして調査を行いました。町内にももちろんそういう方おりますので、今後の課題として、やはりこういう有事の際の対応はこれから検討してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 今の点について了解いたしました。

3番の1項目めについて伺います。

当然、先ほど私、出張命令簿と言っておりますが、正しくは旅行命令簿でございますが、これが公文書であるとすれば、そこに虚偽の記載をした場合、どのようなことになるのか。また、それに基づいて行使した場合、どのようなことになるのかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 一般的に公文書は、適切な対応の取り扱いをしなければならないと思っております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） そこに、旅行命令簿に虚偽の記載しちゃった場合、これは法に触れるおそれがあるんじゃないですか。また、それに基づいて支出を受けるということになると、それについても法に触れてくる可能性もあるんじゃないですか。そういうところは認識はしておりますでしょうか。

議長（川上要一君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 私、審査委員会のほうを担当していたものですから、私のほうから答弁させていただきますけれども、今回の旅費の虚偽の届出というものは、刑法上でいう文書偽造、あるいは虚偽の文書作成の刑法上に当たるものではないと解釈をしております。したがって、今回は町の訓令で定めております諸給与の不適正受領ということで、その内容は、虚偽の届出などをして給与、旅行命令も含めます給与等を不正に受領したという内容

で、町といたしましては終了させていただいたところでございます。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 通常は刑法に違反する虚偽公文書作成ということに該当してくるのではないかなというふうに思うんですけれども、副町長の認識と私の認識が違うというところでありまして、その違う判断基準について再度お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 当然刑法で定められているものでございますので、当然刑事事件の範疇に入るものでございます。

ただ、公文書での文書偽造というのは、権利、あるいは権力、または非常手段等を実施するというところで、それが犯罪性があるという場合に適用されるものだとは私は解釈をしております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

1番（佐藤信親君） 私は、もうこの点については、歴然たる公文書偽造ではないか、虚偽公文書偽造作成等に当たるのではないかなというふうに認識しております。

また、それに基づいて支出されているわけですから、当然同行使という形になってくると。そういう認識の上で審査委員会等に諮られたのかどうかというふうに私は聞こうと思っていたけれども、副町長がそういう認識で審査委員会に諮ったとなると、この問題については押し問答になってしまいますので、これ以上聞いても仕方がないというふうに思います。

次の教育長の印鑑の件でございますが、印鑑を預けるということは、全権を預けるということになってしまうのではないかなということでございます。

当然教育長は、館長という形で、その職員の上司でもあったわけでございます。上司が印を預けてしまうということは、その職を放棄するというようなことで、職場放棄に近いような状況になってきているということではないかなと私は思います。

これは教育長として、また教育長が館長、自分を管理監督するというような変な状況になっていたわけでございますけれども、確かに教育長というのは激務でございます。その激務の中で兼務をさせたというところに、私は人事の適正な配置というところに問題もあったのではないかなというふうに思います。

教育長等についても、12月の定例会において謝罪等も丁寧にされておりました。私も、これ以上、教育長に対して責めをするのは、ちょっと酷かなと思いますけれども、復命書がなくても旅費が支給されてしまう、そういうような決裁、手順では、私は、今後何らかの形でやはりまた不祥事が起きてくるのではないかなというふうに危惧する面もございますので、この対応について、やはりきちっと明確な指針をつくって、役場職員に徹底を図られたいというふうに切望いたします。

この事件は、セクハラから端を発したわけでございますけれども、旅行命令簿のコピーが出回ったと。出て、そういうところから不正受給が発覚したということも聞いておりますけれども、そのコピーを持ち出したということは、やはり公務員法にもちょっと抵触するおそれがあるのではないかなということを考えますと、5番で言うておりますけれども、これで適正な処分が行われたのかということをつけ加えますと、ちょっとその女性に対しても、ある程度の処分は科すべきではないかなというふうに認識はしております。

今後、このようなことがないように、町長さん初め、町執行部の皆様方に厳重に厳格に取り扱うよう、また執行されるよう要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（川上要一君） 以上で一般質問を終了いたします。

散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立ください。礼。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時 10分